

尼崎市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康福祉確保実施計画

令和 8 年 3 月
尼崎市教育委員会

目 次

1 計画の趣旨と現状	1
2 目標	2
3 計画期間	3
4 実施する業務量管理・健康福祉確保の内容	3
5 関連する取組 今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨と現状

(1) 計画の趣旨

子どもたちが自分の可能性と自信を持ち、自らを考え、表現し、行動することで自分の人生をつくり出すことや、互いを認め、他者と協働しながら困難を乗り越える力や、他人の考えや立場を尊重する力を育むためには、教職員集団が教育のプロフェッショナルとして、専門性や強みを活かし、風通しの良い環境づくりを進め「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる学校環境づくりを推進していく。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまで「尼崎市教職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針」を策定し、これらに基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るための取組を進めている。

さらに、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進している。

そのような中、本市における令和6年度教育職員の時間外在校時間等の時間状況については、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
幼稚園	月29時間35分	32.1%	5.4%
小学校	月27時間30分	41.4%	1.7%
中学校	月36時間33分	51.5%	15.9%
特別支援学校	月20時間36分	24.2%	0%
高等学校	月25時間25分	34.0%	5.7%

(※1) 令和6年度において**1箇月でも**月80時間又は45時間を超えたことがある校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・臨時講師の実人数割合

(※2) 幼稚園については、在校時間を客観的に把握するためのシステムが導入されていないため、自己申告による集計値

【令和6年度 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する状況】

項目	結果
年次休暇を年間10日以上取得した教職員の割合（小中特支学校の数値）	61.6%
ストレスチェック実施率	38.2%
ストレスチェック結果による高ストレス者の割合	12.7%
ノー会議デー実施率	98.9%
ノー部活デー実施率（中学校の数値）	97.8%

(※1) 公立学校共済組合が実施する、自身の健康管理に係るセルフチェックシステム

労働安全衛生法に基づき、教職員数が、50人以上の学校では実施が義務付けられ、50人以下の学校では努力義務となっている。（努力義務については2028年5月までに義務化される見込み）

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、計画期間中の時間外在校等時間については次の目標とする。

- ①（令和9年度までに達成）
1箇月時間外在校等時間が「月80時間以上となる職員をゼロ」にする
- ②（計画期間中の次の目標）
1年間における1箇月時間外在校等時間の「平均時間が月45時間以上の職員をゼロ」にする
- ③（政府目標）
1年間における1箇月時間外在校等時間の「平均時間を月30時間程度」にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ① ストレスチェックの実施割合を100%にする
- ② 高ストレス者の割合を5%以下にする
- ③ 年次有給休暇を年間10日以上取得する教職員の割合を100%にする
- ④ ノー会議・ノー部活・定時退勤の実施率を100%にする

3 計画期間

令和8年度から令和11年度（4年間）とする。

なお、政府目標である『1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を月30時間程度にする』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

4 実施する業務量管理・健康福祉確保の内容

尼崎市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた取組

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 日常的な見守り活動等

登下校の見守り活動、放課後や夜間における校外の見回り等については、地域住民等と連携を図るとともに、今後、他市における取組事例や見守り体制の在り方についての情報収集を行い、本市においても実現可能な方法の研究をすすめていく。

(イ) 学校徴収金の徴収・管理の見直し

保護者からの教材費等の徴収金については、先進自治体の事例を参考にしながら、費用対効果等の観点から検討している。

(ウ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の困難事案への対応

学校問題サポートチームの活用に加えスクールロイヤーの増員等環境整備を行い、学校がスクールロイヤーに困難な事案について相談できる体制の充実を図る。

また、当該苦情等に対する窓口については、他市町の状況等の確認を行い、研究をすすめていく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

学校に送付する文書の精選に取り組み、送付量の縮減を行う。また、調査等については、積極的にWebアンケート作成ツールを活用し、回答及び提出を実施する。

(イ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

小中高特別支援学校については、教員委員会が、教職員端末等の整備・管理等を行っており、さらにはICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理業務は民間業者などへ委託等を行っている。

幼稚園については、令和8年度から保育ICTパッケージの導入により、預かり保育申請、欠席連絡、保護者連絡を電子化し、運用に必要な端末を整備するとともに、幼児に関する情報等の電子化を含む幼稚園の総合的DXを進め、業務効率化と保護者利便性の向上、教育時間の確保と質の向上を図る。

(ウ) 民間施設を活用した学校水泳授業

令和7年度より学校水泳授業の民間施設活用モデル事業を小学校で実施しており、小学校教員の指導力向上、負担軽減（学校プール管理業務を含む）を図っている。令和8年度はモデル校をさらに増やして検証を進めていく。

(エ) 幼稚園の開錠・施錠

教職員の負担軽減や園児の安全確保のため、令和8年度に遠隔施錠システムの導入を目指す。

(オ) 中学校部活動の地域展開

令和9年度末を目途に部活動から地域クラブへ移行していくにあたり、国が定める「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、週3日（平日2時間・休日3時間）以内での地域クラブを認定・設置していく。

(カ) 授業時間外における児童生徒の指導及び安全への配慮

地域住民等の支援体制の強化を図るとともに、輪番制を導入する等、制度の見直すことで負担の軽減を図る。また、校内清掃においては、清掃範囲ごとに頻度を見直す等、合理化を促進する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食の時間における対応

給食時間の食に対する指導については、栄養教諭等が対応しているが、小学校では各校に1人、中学校では約4校に1人の配置となっている。今後は、オンラインや録画等を活用し、負担軽減を図る。

(イ) デジタル採点システムの活用の促進

定期試験等の採点業務における教職員の業務の効率化及び負担軽減を図ることを目的に、市立全中学校・高等学校にデジタル採点システムを導入している。

今後は、公立高等学校入学者選抜に係る調査書等について、兵庫県のインターネット出願様式に合わせて作成できるよう、校務支援システムの整備を進めていく。

(ウ) 授業準備等の支援

全小中学校（59校）にスクールサポートスタッフを配置しており、現在は、印刷や物品等の準備、提出物等の丸付け業務、学校行事の準備の補助業務を担っている。今後は、授業準備、学習評価や進路指導準備等、幅広い業務に活用できるよう検討していく。

(エ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

令和8年度から全中学校区及び尼崎琴葉中学校にスクールソーシャルワーカー

1名を専任配置し、拠点巡回型の支援体制を構築する。引き続き増員や配置時間の増加を目指していく。

また、令和8年度から全小中学校(59校)に校内教育支援センター支援員(不登校支援員)を1日4時間・週5日配置し、機能強化を図る。

(2) 教員の負担軽減に向けた取組

ア ICT環境の整備

保護者との連絡・書類の配付や提出について、統一のシステムを導入し、業務の効率化を目指す。さらには、校務DXの推進(出退勤管理や休暇管理のデジタル化、生成AIの活用など)を目指す。

※幼稚園については、小中学校と同様に情報セキュリティの確保を前提としたネットワーク整備を行うことを検討していく。

イ 教職員の勤務時間の適正化に対する保護者向け文書の発信

保護者や地域に向けて、県・市町共同メッセージを発出するとともに、尼崎市の学校園における働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための推進を行う。(保護者向け文書の発出やホームページを活用した情報発信)

ウ 教員研修の実施

授業準備・教材研究を効果的・効率的に行うための必要な研修を適切に実施する。

エ 学校評価の活用

学校評価を活用し各学校の教職員の意見を把握し、教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を参考に各校の実情や課題に応じて促進業務量削減に向けて取り組む。

(3) 各学校園における取組

ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置

全小中高特別支援学校に設置し、業務改善の取組について協議するプロジェクトチーム会議を開催する。

イ ICT活用による業務の効率化

職員会議等の各種会議のペーパーレス化やアンケート・配布物のデジタル化等の校務のDX化を図る。

ウ 教職員の意識改革

ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

(ア) 年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定

(イ) 管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

(ウ) 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

(4) 教職員の健康福祉確保にむけた取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 産業医面談の実施

1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には校長面談を実施するとともに、産業医師による面談を促す。

イ テレワーク勤務

他市町の状況等を確認しテレワーク勤務実施にむけた調査・研究を行う。

5 関連する取組 今後のフォローアップについて

(1) 進捗に関する報告

取組の着実な実行を図るため、尼崎市内の各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 達成状況の確認

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から確認する。

(3) 支援・指導

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校園に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、支援・指導を実施する。

また、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

(4) 周知広報

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」や県の共同メッセージや業務量管理・健康福祉確保実施計画内容についての周知を行う。

以上